

「牛ミンチ」事案の事実関係及び 今後の改善策に関する調査報告書

平成19年7月6日

農林水産省ミートホープ問題に関する検証チーム

(目次)

1	はじめに	1
2	調査方法	2
3	検証チームによる調査結果	2
	(1) 平成18年2、3月を中心とした対応	3
	(2) 平成18年4、5月に肉を持ち込んだ とされる件について	8
	(3) 平成18年秋に検査を行うなどの対応 を行わなかったことについて	9
	(4) JAS法と牛肉トレーサビリティ法との関係	12
4	終わりに	16
	(別冊) 資料集	

1 はじめに

(1) 平成19年6月に食肉卸売業者ミートホープ株式会社（以下「ミートホープ社」という。）が豚肉等が混入された挽肉を牛挽肉として販売するなど数々の不適正な行為を行っていたことが明らかになった。

本事案に対する農林水産省の対応については、様々な問題点が指摘されている。

その指摘を整理すると主なものは以下のとおりである。

① 平成18年2、3月を中心とした対応

平成18年2月に農林水産省北海道農政事務所がミートホープ社の疑義に関する情報を入手していたにもかかわらず、北海道庁への情報提供が3月末となっており、その対応は遅かったのではないか。また、情報提供文書のやりとりの有無や、JAS法上どちらが対応すべき事案かについて、農林水産省北海道農政事務所と北海道庁との事実認識が異なっているなど、両者の意思疎通を欠いていたのではないか。

② 平成18年4、5月に肉を持ち込んだとされる件の対応

「ミートホープ社の元役員が不正の証拠だとして、平成18年4、5月に北海道農政事務所に肉を持ち込んだが、職員はその肉も受け取らず、取り合わなかった」との報道がなされている。もしこれが事実とすれば、その対応は適切ではなかったのではないか。

③ 平成18年秋に検査を行うなどの対応を行わなかったことについて

本事案について、18年秋に検査を行うなどの何の行動もなされておらず、本事案を放置していたのではないのか。

④ JAS法と牛肉トレーサビリティ法の関係について

ミートホープ社やその関連会社には平成18年3月以降、数回牛肉トレーサビリティ法の立入検査を行っていたが、その際不正を見抜くことが可能だったのではないか。また、その際にJAS法の担当者とも連携し、同時に立入検査を行えば、ミートホープ社の商品の不適正な表示状況を見抜くことができたのではないのか。

(2) 以上の点を中心に、北海道農政事務所に対し情報提供のあった平成18年2月から、数々の不適正な行為が判明した本年6月までの本事案の

対応に関する一連の事実関係の調査と今後の改善方策を検討するため、農林水産省は平成18年6月25日（月）に本省及び北海道農政事務所に検証チームを設置し、本省及び北海道農政事務所等の関係者に対する聞き取り調査等を行った。

本報告書は、このような調査に基づきこれまでに把握された事実関係及び今後の改善方策をとりまとめたものである。

なお、今後、本事案に関して新たな事実が判明した場合等には調査を再開することとしている。

2 調査方法

(1) 北海道農政事務所職員に対する聞き取り調査

対象者：平成18年2月以降現在まで、北海道農政事務所表示・規格課及び地域第九課（ミートホープ社及びその関連会社が所在する苫小牧市の管轄部署）に所属した全ての職員
56名

調査方法：全て面談により実施。

(2) 本省職員に対する聞き取り調査

対象者：本事案について北海道農政事務所と連絡を取り合っていた農林水産省本省職員及び当時北海道農政事務所に所属しており、現在農林水産省本省に勤務している職員計8名

調査方法：海外在勤者1名に対するメールによる調査を除き面談により実施

(3) 関東農政局東京農政事務所職員に対する聞き取り調査

対象者：本省職員から指示を受け、本事案の調査に関わった職員
2名

調査方法：全て面談により実施

3 検証チームによる調査結果

これまでの調査により把握された本事案に関する事実関係は、以下のとおり整理される。

なお、本報告書に記載されている官職は全て当時のものである。

(1) 平成18年2、3月を中心とした対応

(事実関係)

①平成18年2月3日(金)

北海道農政事務所地域第九課のA課長補佐、B調査指導係長が、容器包装リサイクル法の調査で、管内の食品製造企業を訪問した際、同社の役員から表示に関する不適正な事例について相談を受けた。

②平成18年2月6日(月)

①の話を受けて、地域第九課の表示・規格担当であるC課長補佐、D指導係長が、相談のあった食品製造企業を訪問し、同社の役員から「ミートホープ社が挽肉(牛、豚、牛豚合挽き)に牛の血小板、とり皮、豚の内臓を混ぜ販売している」等の情報提供を受けるとともに、ミートホープ社の在庫管理に関する台帳の写し等を受領した。

D指導係長は、相談を基に、受付内容を記載した食品表示110番受付カード(以下「110番受付カード」という)を作成し、その際、相談分類の(①情報提供、②問合せ、③提案、④苦情、⑤その他)のうち、疑義情報を指す「①情報提供」として分類した。

また、D指導係長は、北海道農政事務所表示・規格課E係員に110番受付カードをメールで送信した。(資料1)併せて、提供のあった在庫管理に関する台帳の写し等(資料2)は北海道農政事務所表示・規格課に郵送した。

③平成18年2月7日(火)

情報提供者からD指導係長に対し、今後のミートホープ社との取引関係に支障が生じる恐れがあるので、提供した情報は保健所など外部に一切話さないでほしい旨電話があった。

④平成18年2月8日(水)

北海道農政事務所表示・規格課E係員は、D指導係長からの2月6日(月)のメールを同課F課長補佐及びG指導係長に転送した。同メールを受信したG係長は、ミートホープ社のホームページの会社概要を見て、全

国業者でない判断した。

⑤平成18年2月13日（月）

地域第九課D指導係長からG指導係長に対し、110番受付カードの再提出がメールであった。（資料3）その相談分類は、③にあるように外部に一切話さないでほしいとの情報提供者の意向を考慮して「①情報提供」から「②問合せ」に変更されていた。北海道農政事務所表示・規格課は、寄せられた情報内容では疑義を判断できないことや情報提供者の意向を考え合わせて、「⑤その他」として分類し（資料4）、農林水産省本省及び他機関への回付はしないこととした。

F課長補佐は、再提出された110番受付カードを北海道農政事務所安全管理課H牛肉トレーサビリティ第2係長に渡した。

⑥平成18年3月1日（水）

北海道農政事務所安全管理課牛肉トレーサビリティ第2係I係員は、農林水産省畜水産安全管理課牛肉トレーサビリティ監視班J係長に、北海道農政事務所地域第九課が実施したミートホープ社の系列販売会社である株式会社バルスミート（以下「バルスミート社」という。）への牛肉トレーサビリティ法に基づく検査関係の資料をメールで報告した。メールには、バルスミート社と登記簿上の本社所在地が同じであるミートホープ社に関する110番受付カードがあったため、J係長は農林水産省表示・規格課K畜水産物係長に110番受付カードをメールで送信した。（資料5）

⑦平成18年3月1日（水）

農林水産省表示・規格課K畜水産物係長は、J係長から送付されたメールに添付されていた110番受付カードを見て、本件が関係機関へ回付されていないことを知り、北海道農政事務所F課長補佐に110番受付カードの内容をより明確にした上で北海道庁へ直ちに回付するよう指示した。北海道農政事務所表示・規格課L課長及びF課長補佐は、2月7日（火）の情報提供者の意向を考慮して回付しない方針をK係長に説明したが、1週間程度のやり取りの後、情報提供者の名前を伏せ、「①情報提供」に分類して回付することとなった。

⑧平成18年3月1日（水）

北海道農政事務所は、バルスミート社に対し、牛肉トレーサビリティ法

の立入検査を実施した。和牛表示が適正でなかったことを踏まえ、表示状況を確認するため、表示担当も同行した。

⑨平成18年3月3日（金）

北海道農政事務所は、⑧の際に店長が途中で外出したため、詳細な調査ができなかったため、再びバルスミート社に対し、牛肉トレーサビリティ法の立入検査を実施し、表示・規格課L課長も同行した。

⑩平成18年3月3日（金）及び9日（木）

地域第九課D指導係長は、2月6日（月）の情報提供者を訪問し、〇〇ブローラー株式会社と書かれた鶏肉の包材及び豚挽肉の原料として豚の内臓等の記載のある手書きのメモ（資料6）の提供を受けた。D指導係長は、3日及び9日の訪問について、新たな情報は得られなかったと述べている。

なお、本件に関する記録は残されていない。

⑪平成18年3月9日（木）

北海道農政事務所表示・規格課M業務管理係第1係長は、⑧の立入検査の際に得たバルスミート社の販売した牛肉の表示の状況について、道域業者であるバルスミート社を管轄する北海道庁生活振興課の表示担当であるN及びO宛にメールで報告した。（資料7）

⑫平成18年3月16日（木）

北海道農政事務所G指導係長は、北海道庁への回付文書を起案、翌日17日（金）に北海道農政事務所L表示・規格課長が決裁した。（資料8）

⑬平成18年3月24日（金）

北海道農政事務所F課長補佐が、3月23日（木）付けの農政事務所表示・規格課長から北海道庁生活振興課長宛の回付文書を北海道庁生活振興課に持参した。

持参した理由については、G指導係長は、情報受付から日数が経過してしまっていたこと、情報提供者の外部に通報しないでほしいとの意向を考慮して、提供を受けた資料の添付を見合わせており、このことについて十分説明を行わなければならないと判断したためと記憶していると述べている。

また、日付けについては⑫の決裁文書に「3／24手交（かがみと11

0番カードのみ)」との補足的な記載がある。なお、手交した相手方を特定する記録は残っていない。

なお、回付文書には、「具体的な疑義は特定できませんでしたが、参考までに回付します」と記述されていた。道域案件であると判断したため北海道庁に回付するという理由について、F課長補佐が、北海道庁に口頭で伝えたかについての本人の記憶は明らかではない。

⑭平成18年3月27日（月）

F課長補佐は、農林水産省表示・規格課P課長補佐及びK係長に北海道庁へL課長名で回付した旨報告メールを送信し（資料9）、L課長にもその旨報告した。F課長補佐がメールを送信した直後に、P課長補佐より電話があり、P課長補佐の「いつ渡したのですか？」との質問があったが、F課長補佐が「24日です」と回答したやり取りがあったと思う、とG指導係長は述べている。

⑮平成18年4月～8月

北海道農政事務所表示・規格課Q表示・規格指導官及びR課長補佐は、北海道庁くらし安全課を訪れ、110番受付カードの対応状況を担当者に尋ねたところ、先方は前任者から本事案に関しての引継ぎを受けていないこと、苫小牧保健所からミートホープ社の件は相談を受けており、内容は承知しているとの話があった、とQ表示・規格指導官が述べている。また、Q表示・規格指導官はこの訪問の時期について、6月頃ではないか、と述べている。

このほか、4月以降8月まで、Q表示・規格指導官及びR課長補佐が数回に亘り北海道庁くらし安全課を訪れており、ミートホープ社などの情報についてのやり取りをしたが、その具体的な内容については、明確な記憶がないと述べている。

（検 証）

- ① 北海道庁への文書の回付については、F課長補佐が自分で直接北海道庁に持参したと述べていることや、⑭にあるように、G指導係長がF課長補佐が「24日です」と電話で答えたやり取りがあったと述べていることからみて、F課長補佐が同文書を3月24日（金）に北海道庁へ回付したものと考えられるが、同文書の授受の事実を客観的に確認する資料は残されていない。

なお、F課長補佐が3月27日（月）に農林水産省本省に北海道庁へ回付した旨メールで報告している。

② 北海道庁への回付文書の記述においては、「道域業者なので北海道庁での対応をお願いします」との明確な記述がなく、また、「具体的な疑義が特定できなかつたので参考まで回付します」といった北海道庁で調査する必要がないとの誤解を招く可能性があり、趣旨が不明確な表現であった。

③ 北海道農政事務所が、平成18年4月以降、北海道庁くらし安全課を訪れた際、110番受付カードの対応状況について十分なフォローアップが足りなかつた。

④ G係長は、2月8日（水）時点では、ミートホープ社のホームページに東京オフィスが掲載されていなかつたと述べている。一方、平成18年9月28日（木）時点の同社のホームページのプリントアウト（資料10）には、（ア）「会社概要」として「2006年（平成18年）1月27日現在」に東京オフィスが記載されている、（イ）「会社の歩み」に「平成17年7月 東京オフィス設立」と記載されているが、同社のホームページがいつ更新され、東京オフィスの記載が行われたか不明である。

いずれにせよ、全国業者か道域業者かで、対応すべき行政部局が異なってくることから、判断するに当たっては、より慎重にいくつかの手段により行う必要があつた。

⑤ 110番受付カードの相談分類が一時的に「①情報提供」から「⑤その他」になったことにより、本事案への対応が受け付けた2月から3月下旬までの一ヶ月半の間、遅れることになった。情報提供者の外部には提供しないでほしいとの意向はあつたが、本事案が消費者の食品に対する信頼の確保に係るものであり、早急に対応が必要であるとの認識が北海道農政事務所に乏しく、保健所等への通報を含め、110番受付カードの初動対応において迅速さを欠いていた。

⑥ D指導係長が3月3日（金）及び9日（木）に、情報提供者を訪問し、資料の提供を受けたが、当該訪問の記録及び提供された資料に関する記録が残されていない。これらの記録を作成した上で、C課長補佐及び北海道農政事務所表示・規格課に報告すべきであつた。

(今後の改善策)

- ① J A S 制度の運用に当たる職員に対し、消費者の立場に立った業務運営が最優先であるとの基本的な認識を周知徹底させる。
- ② 情報回付について「貴県の管轄と判断しましたので、適切に対応願います」など記述を明確化するとともに、情報回付の授受について双方で確認する仕組みを構築する。また、情報回付後の対応状況についても双方で確認し合い、案件の処理が適切に行われるようにする。
- ③ 全国業者か都道府県域業者かの判断基準を明確化するとともに、判断基準に照らしてもどちらが対応すべきか明らかでない場合には原則として全国業者とみなして農林水産省が対応する。
- ④ 食品表示 1 1 0 番受付カードへの記録方法の明確化を行う。
具体的には、
 - ・受理する情報について、①情報提供（疑義情報や違反の自己申告）、②問合せ（食品表示全般に関するもの）、③提案（食品表示制度に関する要望など）、④苦情、⑤その他に分類するための判断基準を更に明確化する。
 - ・J A S 法以外の他法令に違反する可能性がある場合には、当該法令と回付先関係機関を食品表示 1 1 0 番受付カードに明示する。
 - ・情報回付に関して、授受の際に内容を双方で確認し、記録、保存する仕組みを構築する。
 - ・1 1 0 番受付カードの作成は、情報提供者との接触 1 回につき、1 葉として、事後的な追記・修正は行わないこととする。
ことなどが挙げられる。

(2) 平成 1 8 年 4、5 月に肉を持ち込んだとされる件について

(事実関係)

- ①平成 1 8 年 3 月 2 4 日（金）

地域第九課 C 課長補佐及び D 指導係長がミートホープ社常務と名乗る者の訪問を受けた。その際、ミートホープ社の食肉加工品には、挽肉に家畜

の血液等を混合して販売している旨の情報提供があったものの、肉を持ち込んだとの事実は確認できなかった。

この情報提供を受けての記録は残されていない。

②平成18年4、5月

北海道農政事務所で聞取調査を行った職員全員に、平成18年4月、5月に肉を持ち込んだとされる者の存在について質問したが、その事実は確認されなかった。

(検 証)

情報提供を受けた場合の110番受付カード記録が残されておらず、受付対応として不適切であった。

(今後の改善策)

情報提供があった場合には、必ずその都度110番受付カードを作成するとともに、過去に類似(同一事業者等)の情報提供のあるものについては、当該類似情報の110番受付カードの存在を明記し、関連性を確認する。

(3) 平成18年秋に検査を行うなどの対応を行わなかったことについて

(事実関係)

①平成18年9月25日(月)

苫小牧警察署から北海道農政事務所表示・規格課L課長に電話連絡があり、管内の牛肉卸売業者が販売する食用肉に関し、内容を偽って販売していること、外国産を国内産として販売していること等について、JAS法上の見解を知りたいとの情報照会があった。L課長は、農林水産省表示・規格課S課長補佐に警察から情報照会があったことを報告した。

②平成18年9月26日(火)

農林水産省表示・規格課S課長補佐は、L課長に該当業者名を警察関係者に確認するよう指示した。(資料11)

③平成18年9月27日(水)

L課長は苫小牧警察署に電話連絡し、当該事業者がミートホープ社であることを確認した。農林水産省表示・規格課S課長補佐は、L課長からのその旨の報告を受け、過去の書類を調べたところ、2月に受け付けた110番受付カードに気づいた。このため、S課長補佐は、L課長に対し、2月以降の経緯を良く整理しておくように指示した。

また、同日、L課長は、北海道庁くらし安全課Tにミートホープ社に関し警察からの問い合わせがあった旨の情報提供をしたところ、ミートホープ社については、苫小牧保健所からも北海道胆振支庁に対し情報提供があった旨の情報の提供を受けた。

④平成18年9月28日（木）

①の苫小牧警察署からの照会及び、③の農林水産省表示・規格課S課長補佐からの指示を踏まえ、北海道農政事務所がミートホープ社の企業概要をホームページで再確認したところ、東京オフィスの記載があることが判明した。このため、L課長は、農林水産省表示・規格課U専門官に電話で連絡した。これを受け、本省表示・規格課は関東農政局東京農政事務所に本事業所の確認を行うよう指示した。

また、L課長は、③の経緯によって得られた苫小牧保健所も何らかの情報を得ているとこのことをU専門官に報告したところ、U専門官は、苫小牧保健所にも連絡するようL課長に電話で指示した。

⑤平成18年9月29日（金）

北海道農政事務所L課長は、苫小牧保健所との電話でのやり取りにより、8月23日（水）に元ミートホープ社の職員と称する者から牛挽肉にカモ肉を混ぜている等の情報提供が同保健所にあったことを知った。

⑥平成18年9月29日（金）

関東農政局東京農政事務所表示・規格課V課長及びW指導官が現地に出向き、ミートホープ社東京オフィスの従業員の出入り等その状況を確認し、X指導官が農林水産省表示・規格課U専門官でメールで報告した。（資料12）

⑦平成18年10月3日（火）

北海道農政事務所表示・規格課L課長及びR課長補佐は、ミートホープ社に関する情報共有のため北海道庁に出向き、くらし安全課担当にミート

ホープ社の東京オフィスが営業している実態が確認されたことから、今後はミートホープ社を全国業者として取り扱う方向で検討していることを口頭で伝えた。

その後、北海道庁くらし安全課から北海道農政事務所表示・規格課に対し、ミートホープ社を全国業者として扱うかどうかについての照会の電話があり、全国業者として取り扱う旨回答した。

⑧平成18年10月3日（火）

北海道農政事務所表示・規格課L課長は、苫小牧警察署より、ミートホープ社及び関連会社に関する北海道農政事務所の調査内容の情報提供を文書にて要請する旨依頼を受けた。

⑨平成18年10月5日（木）

北海道農政事務所は、苫小牧警察署からのミートホープ社等に関する農政事務所の調査内容の情報提供を求める捜査関係事項照会書を受理した。L課長は、農林水産省表示・規格課S課長補佐にこのことを連絡し、S課長補佐よりできるだけ協力するよう指示を受けた。

⑩平成18年10月13日（金）

北海道農政事務所は⑧の照会に対する回答として文書により苫小牧警察署に情報提供を行った。

（検 証）

今回の聞取調査の対象となった農林水産省本省職員によると、一般的に警察からの照会があった場合は、警察による調査の支障とならないよう、具体的な要請があれば協力しつつ、JAS法の具体的な調査は控えるケースが多いと述べている。今回の事案においても、全国業者として取り扱う方針でいたにもかかわらず、警察からの捜査関係事項照会書を受理した平成18年10月以降、苫小牧警察署からの牛肉のDNA鑑定に協力しているが、ミートホープ社及びその系列販売会社であるバルスミート社に対してJAS法に関する具体的な調査を行わなかった。

しかしながら、平成19年6月22日（金）～24日（日）のJAS法に基づく立入検査に見られるように、警察の調査の支障とならないよう相談・調整しつつ農林水産省がJAS法の調査を行うことは現実に可能な場合がある。平成18年秋からは、そのような形でのJAS法の具体的調査等を行う

ことをしなかった。

(今後の改善策)

①警察との連携

警察から情報照会があった場合は、警察の調査に支障があるかどうか独自に判断は行わず、事案毎に警察側の意向を十分確認して、事案に応じた調査を実施する。

②都道府県との連携

定期的な情報交換の場を設ける等により、地方農政事務所と都道府県の関係部局等との連携を強化する必要がある。

(4) J A S 法と牛肉トレーサビリティ法との関係

(事実関係)

①平成17年11月16日(水)

北海道農政事務所は、管内の牛肉販売業者に対する定期的な巡回調査の一環として、バルスミート社に対して、牛肉トレーサビリティ法の立入検査を実施したところ、和牛表示の商品に表示されていた個体識別番号の種別がホルスタイン種であったことから、口頭で指導を行った。

②平成17年12月9日(金)

北海道農政事務所は、バルスミート社に対し、改善状況の確認のため立入検査を実施した。

③平成17年12月14日(水)

北海道農政事務所地域第九課は、バルスミート社から、改善状況の確認のため、牛肉のDNA鑑定用サンプル(3点)を採取した。

④平成18年2月16日(木)

北海道農政事務所地域第九課は、バルスミート社から、DNA鑑定で不一致であったことから、2回目のDNA鑑定用サンプル(2点)を採取した。

⑤平成18年3月1日（水）

④を受け、北海道農政事務所は、バルスミート社に対し、牛肉トレーサビリティ法の立入検査を実施した。①で判明した和牛表示が適正でなかったことを踏まえ、表示状況を確認するため、表示担当も同行した。

⑥平成18年3月3日（金）

北海道農政事務所は、⑤の際に店長が途中で外出したため、詳細な調査ができなかったため、再びバルスミート社に対し、牛肉トレーサビリティ法の立入検査を実施し、L表示・規格課長も同行した。

⑦平成18年3月9日（木）

北海道農政事務所表示・規格課M業務管理係第1係長は、上述の立入検査の際に得たバルスミート社の販売した牛肉の表示の状況について、⑤、⑥の結果、ホルスタイン種の牛肉について和牛と表示していたというJASS法上の疑義が認められたため、道域業者を管轄する北海道庁生活振興課のN及びO宛にメールにより疑義情報として回付した。（資料7）

⑧平成18年4月11日（火）

バルスミート社に対し、牛肉トレーサビリティ法に基づき、牛肉の個体識別番号の不適正表示及び帳簿の備付け不備について改善するよう、北海道農政事務所長が、指導文書を発出し、手交した。（資料13）

⑨平成18年4月21日（金）

バルスミート社では、北海道農政事務所に対して、改善報告書を提出した。（資料14）

⑩平成18年5月11日（木）

北海道農政事務所は、バルスミート社に対し、改善状況の確認調査を実施した。

⑪平成19年1月5日（金）

苫小牧警察署から農林水産省畜水産安全管理課宛にミートホープの牛肉のDNA鑑定についての協力要請があった。

⑫平成19年1月15日（月）

⑪を受けて、畜水産安全管理課より苫小牧警察署に対し、2検体中1検体は牛個体識別台帳に該当する個体識別番号が記録されていないこと、及びDNA鑑定について協力する旨回答した。同日、畜水産安全管理課よりDNA鑑定を委託している(社)家畜改良事業団に対して、苫小牧警察署の捜査に協力するよう依頼した。

なお、DNA鑑定用サンプルは、1月18日(木)に(社)家畜改良事業団に到着し、その鑑定結果(1検体の鑑定結果は「一致」)は、1月29日(月)に苫小牧警察署に連絡された。

⑬平成19年2月9日(金)

苫小牧警察署員が、北海道農政事務所地域第九課を来訪し、ミートホープ社に対し、立入検査を実施するよう要請があり、同課より、牛肉トレーサビリティ法に基づく立入検査は対応できる旨説明した。

⑭平成19年2月21日(水)

苫小牧警察署員が、北海道農政事務所を来訪し、ミートホープ社に対し、牛肉トレーサビリティ法に基づく調査を実施するよう要請があった。

⑮平成19年3月8日(木)

⑭の苫小牧警察署からの要請も踏まえ、北海道農政事務所がミートホープ社に対し、牛肉トレーサビリティ法の立入検査を行い、表示担当であるQ表示・規格指導官も同行した。しかしながら、ミートホープ社が、業務用途向けの食肉卸売業を営む業者であり、一般消費者向けの商品は取り扱っておらず、JAS法の品質表示基準の義務付対象の適用除外であったことから、徹底した調査が行えなかった。

⑯平成19年3月19日(月)

北海道農政事務所において、苫小牧警察署警員に対して、3月8日(木)の立入検査の状況について情報提供を行った。

⑰平成19年5月23日(水)

北海道農政事務所は、ミートホープ社に対し、牛肉トレーサビリティ法に対する理解不足への指導の徹底と前回3月8日(木)の指導に対する対応状況の確認のため、同法の立入検査を行った。

⑱平成19年6月1日（金）

北海道農政事務所から電話により、苫小牧警察署員に対し、5月23日（水）の立入検査の状況について情報提供を行った。

⑲平成19年6月22日（金）～24日（日）

北海道農政事務所はミートホープ社に対し、JAS法に基づく立入検査を実施し、牛肉トレーサビリティ担当も同行した。

（検 証）

①牛肉トレーサビリティ法に関しては、ミートホープ社に対して国産牛肉を対象に帳簿の備付け等の違反を確認して指導を行ったが、挽肉等の加工肉は同法の適用除外のため、本事案について解明できなかった。

②JAS法については、ミートホープ社が、業務用途向けの食肉卸売業を営む業者であり、一般消費者向けの商品は取り扱っておらず、JAS法の品質表示基準の義務付け対象の適用除外であったことから徹底した調査が行えず、本事案の解明に向けた端緒が掴めなかった。

（今後の改善策）

今回の事案を踏まえ、一般消費者の食品表示に対する信頼性を確保するため、「食品の業者間取引の表示のあり方検討会」を設置し、食品の業者間の取引について、JAS法の品質表示義務の適用の可能性を含め、表示のあり方を幅広く検討する。

4 終わりに

以上の調査結果のとおり、一連の対応について、

- ①最初の情報提供から北海道庁への回付までに時間がかかっていたこと
- ②北海道庁への回付が適切に行われていなかったこと
- ③全国業者として取り扱う方針としたが、J A S法による具体的な調査を行わなかったこと

等事案に的確かつ十分に対応し切れなかった点があったことが明らかになったところである。

農林水産省としては、職員の認識を含め、こうした点について率直に反省し、今後、速やかに改善措置を講じていく考えである。

消費者の立場を最優先に、表示制度等の運用の適正化の取組を真摯に進めることによって、消費者の信頼回復に努めてまいりたい。